

「Poke」(ポケ)は「典型的には醤油とゴマ油に漬けたサイコロ状にしたマグロ等の生の魚介類からなり、玉ねぎや他の材料と混ぜたハワイのサラダ」(Merriam-Webster)ですが、ハワイ料理のレストランに限らず、ポケ専門のファーストフードレストランもあり、食べたことのある人も多いのではないのでしょうか。

さて、昨年、ホノルルやアンカレッジ等にあるハワイ先住者が経営するポケレストランに突然中止通告書(警告状)が届きました。レストランではアロハ(Aloha)とPokeの用語が使われていましたが、中止通告書によると「Aloha Poke」はシカゴでチェーンレストランを経営するAloha Poke Co.が所有する商標登録であり、従って、「Aloha」の用語をビジネスで使用することを即刻中止し、使用を再開してはならないということです。中止通告書を受け取った経営者はいずれも驚きました。「『アロハ(Aloha)は一般的な用語で、皆が使っている』という人もいるけど、」「私達にはそうではないのです。Alohaは全てを包含し、私達はAlohaに生き、それを与え、共有している。それは制限されるものではありません。それ(中止通知書の受領)が(いろいろな)きっかけとなり、屈辱的であり、傷ついたのはそのためです。」(アンカレッジのポケレストラン経営者がAlaska Public Mediaのインタビューに答えて)。

「Aloha Poke」(登録番号5031423)の審査経過を見るとPokeは商品を記述しただけなので商標から切り離して保護されないことは審査官に指摘されていましたが、Alohaに関しては拒絶理由もなく許可となっています。指定役務はケータリングサービス、レストランサービス、テイクアウトのレストランサービスで、Alohaはそれらがハワイ関連であることの示唆にはなるとしても、それら役務を記述するものではないので、許可になったものと思われます。Appleは一般用語ですがコンピュータ等の関係では記述的ではないので商標登録ができるのに類似していますが、Alohaは単なる用語ではなく、ハワイの歴史的、文化的財産の一部であり保護されるべきものであるという観点から、現在、ハワイ先住者の集合的知的財産権を法的に保護していこうという検討が進んでいます。

その後中止通知書を受けたレストラン所有者ですが、アンカレッジのポケレストランは中止通知書を受け取って以来、1万ドルをかけて店の名前を「Lei's Poke Stop」に変更したということです。一方、ホノルルのポケレストランは、アメリカ本土からかなり離れたホノルルで出所混同は起こらないことを理由に中止通知書を無視しているようです。また、商標Aloha Pokeの所有者であるAloha Poke Co.はフェイスブックで現状につき謝罪しながらも、依然としてAloha、Aloha Pokeはレストラン、ケータリング、テイクアウトの関連においては排他権(所有権)があることを固持しているようです。

いずれにしても、店の名前を決めるときには、このようなトラブルを回避するためにも、事前に先行する登録商標がないかどうかは調査しておいた方がよいと言えます。

(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)